

みどり市住環境改修補助金交付要綱

平成 29 年 8 月 16 日

告示第 85 号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民が快適な生活を営むことができるよう住環境を向上させるため、住宅の増改築又はリフォームを行う者に対し、みどり市住環境改修補助金(以下「補助金」という。)を交付することに關し、みどり市補助金等に関する規則(平成 18 年みどり市規則第 40 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 個人が所有する家屋であって、当該個人の居住の用に供するものをいう。
- (2) 増改築 住宅を増築すること又は住宅の一部を解体し造り替えることをいう。
- (3) リフォーム 住宅の機能又は性能を維持し、又は向上させるため、住宅の全部又は一部の修繕、補修、模様替え、取り替え等を行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助希望者」という。)及びその同居の親族が、市税等を滞納していないこと。
- (3) 過去に補助金を受けていないこと。

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、補助対象者が所有する住宅であって、次に掲げる住宅とする。

- (1) 一戸建ての住宅
- (2) 併用住宅(その一部を人の居住の用に供する家屋をいう。以下同じ。)
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に認めた住宅

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、補助対象住宅に係る工事であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 住宅の増改築又はリフォームに係る工事(以下「リフォーム等工事」という。)を業として行う、市内に事務所又は事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人(以下これらを「事業者」という。)が施工するものであること。
- (2) リフォーム等工事に要する費用(補助希望者が事業者の施工の用に供するために購入する資材、設備等の費用並びに消費税及び地方消費税を含む。)が 10 万円以上であること。
- (3) 補助金の交付の申請をした日の属する年度の 2 月末日(特別な事情がある場合であって市長がやむを得ないと認めたときは、当該年度の末日)までに完了する工事

であること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象工事に要する費用(補助希望者が事業者の施工の用に供するために購入する資材、設備等の費用並びに消費税及び地方消費税を含む。以下「工事費用」という。)の10分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、補助金の額が10万円を超える場合は、10万円を限度とする。

2 次に掲げる費用については、工事費用に含めない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) その一部を賃貸の用に供している、又は賃貸の用に供する予定の住宅の当該賃貸の用に供している、又は賃貸の用に供する予定の部分の工事に係る費用
- (2) 倉庫、車庫等の工事に係る費用
- (3) 移動又は取り外し可能な機器、電化製品(テレビ、冷蔵庫等をいう。)、家具その他の製品の購入に係る費用
- (4) 併用住宅における、その人の居住の用に供する部分以外の部分(共用部分を含む。)の工事に係る費用
- (5) 造園、門扉、塀又は外構の工事に係る費用
- (6) 下水道接続工事の配管工事(浴槽、流し、便器等の改修工事を除く。)に係る費用
- (7) 増改築又はリフォームを伴わない解体工事に係る費用
- (8) 他の補助制度と重複計上となる費用
- (9) 公共工事の施工に伴い移転の対象となった住宅で、当該移転補償費の対象となる工事に係る費用
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付が適当でないと認める費用
(令元告示20・令6告示15・一部改正)

(補助金の交付申請)

第7条 補助希望者は、みどり市住環境改修補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、補助対象工事の着工前に市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
 - (2) 見積書、工事請負契約書又は請書(それぞれ工事内訳書を含む。)の写し
 - (3) 補助対象工事の内容が分かる図面
 - (4) 補助対象住宅の全体及び施工箇所の着工前の写真
 - (5) 補助希望者が補助対象住宅を所有していることが分かる書類の写し
 - (6) 補助希望者の市税の滞納がないことを証明する書類
 - (7) 承諾書(様式第2号)
 - (8) 他の補助制度の申請書の写し(他の補助制度を併用して申請する場合に限る。)
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 補助金の交付の申請は、当該補助対象住宅につき1回限りとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を適當と認めたときは、みどり市住環境改修補助金交付決定通知

書(様式第3号)により、当該申請をした者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

(補助金の交付申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条の規定による交付の決定を受けた場合において、当該交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から15日以内にみどり市住環境改修補助金交付申請取下届(様式第4号)により当該申請を取り下げることができる。

(補助対象工事の内容の変更)

第10条 申請者は、交付の決定の内容に変更を加えようとする場合は、みどり市住環境改修補助金変更交付申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負変更契約書又は変更請書(それぞれ工事内訳書を含む。)の写し
 - (2) 変更後の工事内容が分かる図面
 - (3) 変更に係る施工箇所の着工前の写真
 - (4) 他の補助制度の申請書の写し(変更によって他の補助制度を併用して申請する場合に限る。)
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、変更を適当と認めたときは、みどり市住環境改修補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(状況報告及び実地調査)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、申請者又は補助対象工事を施工する事業者に対し、補助対象工事の進捗状況について報告を求め、又は実地調査を行うものとする。この場合において、市長は、補助対象工事が交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、申請者に対し、必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(実績報告)

第12条 申請者は、補助対象工事が完了した日(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けた場合にあっては同法第7条第4項又は第7条の2第4項の規定による検査を受けた日、それ以外の場合にあっては事業者から補助対象工事の引渡しを受けた日)から1か月以内にみどり市住環境改修工事完了実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象住宅の全体及び施工箇所の工事の完了後の写真
- (2) 工事費用の領収書の写し
- (3) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定により交付された検査済証の写し(同法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けた場合に限る。)
- (4) 他の補助制度の実績報告書の写し(他の補助制度を併用して申請した場合に限る。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の決定)

第 13 条 市長は、前条の規定による実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであると認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の額を確定したときは、みどり市住環境改修補助金額確定通知書(様式第 8 号)により申請者に通知し、補助金を交付するものとする。
(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第 14 条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けようとしたし、又は受けたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

(適用除外)

第 15 条 みどり市補助金等に関する規則第 15 条第 2 項の規定は、補助金については適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 29 年 8 月 16 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。
(補助金の交付申請の特例)
- 2 平成 29 年 4 月 1 日から同年 8 月 15 日までの間において着工した補助対象工事については、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、補助対象工事の着工後においても、補助金の交付の申請をすることができる。この場合において、同項中「補助対象工事の着工前に市長」とあるのは「市長」と、同項第 4 号中「補助対象住宅の全体及び施工箇所の着工前の写真」とあるのは「削除」とする。

附 則(令和元年 7 月 19 日告示第 20 号)

この告示は、令和元年 7 月 19 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 4 日告示第 15 号)

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。